

## 第6号（合意形成基準、確保基準）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

第6号の基準（合意形成基準、確保基準）は、傷病者の受入れについて、消防機関と医療機関とが合意を形成するための基準及び、その他、傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項について基準を設定するものである。

### （1）傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

○ 搬送先の医療機関の選定に時間を要することで、受入れまでに時間を要し、傷病者の予後に影響する可能性も否定できないことから、一定以上の照会回数や時間がかかっている事案について、受入医療機関を確保していく必要があると考えられる。

#### ① 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合

- ・ 照会回数\_\_回以上、現場滞在時間（or 医療機関の選定に要している時間）\_\_分以上（地域の実情に応じて設定）

#### ② 受入医療機関を確保する方法例

- ・ コーディネーターによる調整
- ・ 基幹病院による一時受入れ
- ・ 機能別に最終的な受入医療機関を予め設定